

議案第35号

投票所の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、投票所の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

投票所の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

投票所の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市南区 [REDACTED] [REDACTED]	1,167,964円

2 事件の概要

平成24年12月16日午後6時5分頃、相手方 [REDACTED] が、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所であった市立長住小学校の講堂内を歩行中、当該講堂の床に敷かれていたシートの端が波打っていたため、当該箇所にて足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。